

クーリングシェルターの指定について

<市長コメント>

本市では、熱中症特別警戒アラートが発表された場合に、市民の皆様が危険な暑さから身を守り、休憩できる避難施設として、市役所本庁舎や各総合支所、公民館など、公共施設16施設をクーリングシェルターとして指定することといたしました。

また、夏場の猛暑の際には、熱中症特別警戒アラートの発表に関わらず各施設を開放しておりますので、外出時の涼みどころとしてお気軽にご利用していただきたいと思います。

なお、民間施設につきましては、現在、申し出のあった事業者とクーリングシェルターの指定に向けて協議を行っているところであり、今後も申し出があれば、指定に向けて協議してまいります。